

あげまつだより



令和7年3月13日発行
No.23-1 上松町



第2回 上松町(超)回復会議

◆◆◆地域おこし協力隊主催イベント情報◆◆◆

第2回 上松町(超)回復会議

上松町(超)回復会議は、上松の住みやすさ・面白さを向上させるべく、アイデアを出し深めていく企画です！

第2回となる今回のテーマは、「上松の【得意】って何だろう？」

みんなで思いを共有し、町の未来にむけて出来ることを一緒に考えましょう！

日 時：3月21日(金) 18:00~20:00

場 所：KINOTOCO

企 画：地域おこし協力隊 坂

お問い合わせ：上松町役場企画財政課企画政策係

税金等を窓口で納入されている皆様へ

忘れて納税していない税金等はありませんか？

住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などお忘れのないように納入をお願いします。

内容の確認や納入が困難な場合は、企画財政課収納係までご相談下さい。

●納入期限までの納入にご協力下さい。

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談ください。

納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送(本税に督促手数料100円が付きます)や訪問による納税のお願いをいたしますが、その後も未納の場合には、延滞金が発生し、差押等の滞納処分を受ける場合があります。

●便利な口座振替をご利用下さい。

現在、窓口で納入されている皆様(納税通知書に「口座振替」の記載がない方)に口座振替をお勧めしています。忘れてしまうこともなく、必ず納期限に納入されます。

役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。

役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。(通帳と印鑑をご用意下さい。)

●マンデー納税日をご利用下さい。

毎週月曜日の午後5時15分から午後7時まで窓口業務を延長し、税金等を納入することができます。(休日の場合は翌日)お仕事等により日中に納入することが困難な場合にご利用下さい。

【問い合わせ先】上松町役場 電話：52-2001

◎ 企画財政課 収納係 内線122 ◎ 住民福祉課 厚生係 内線151、153

ながの子育て家庭優待パスポートが LINEアプリで使えるようになりました！



長野県公式LINEアカウントを「友だち」追加し、利用登録すると、LINEアプリでながの子育て家庭優待パスポートを利用することができます。

協賛店舗に提示することで紙のカードと同じようにサービスを受けることができます。利用登録の手順やカードの表示方法については下記をご確認ください。

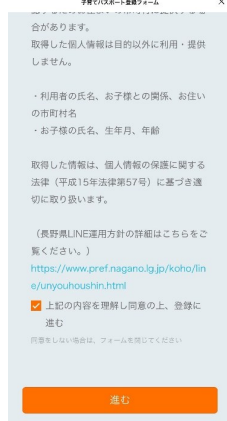


友だち追加後の利用登録までの流れ

①カード取得をタップ



②「利用上の注意事項」と「個人情報の取得について」を確認し、「進む」をタップ



③「利用者の情報」を入力し、「進む」をタップ



④「お子様の情報」を入力し、「登録する」をタップ



カード表示方法

①カードを表示するをタップ



②登録された情報に応じたパスポートが表示されます。



※カードの提示イメージ



県外でご利用の場合もしくは県内の協賛店舗で「ながの子育て家庭優待パスポート」を求められた場合は、画面右下にある【子育て家庭優待パスポートを表示】ボタンを押してください。



新築・増築・リフォーム工事は建築確認手続きを！



新築・増築・リフォーム工事は建築確認手続きが必要になります。

令和7年4月より全区域の新築（延べ面積200㎡以下の平屋家屋を除く）・増築・リフォームの家屋工事に建築確認手続きが必要になります。

建築確認申請が必要な工事

- ・新築工事 延べ面積200㎡以下の平屋家屋を除く全ての住宅
- ・増築工事 延べ面積10㎡以上の増築、平屋家屋から2階建への増築
（平屋建ての10㎡以下の増築で、延べ面積が200㎡以下の住宅は除く。）
※準防火地域の増築は、全て建築確認手続きが必要となります。
- ・リフォーム工事 屋根工事、外壁工事など、構造の過半の改修等工事
（屋根や外壁の仕上げ材のみの改修は除く。）

詳しくは、【建築基準法改正 建築確認】で検索をお願いいたします。

【問合せ】上松町木造住宅推進協議会（上松町商工会内） 電話：52-2157

上松町役場 建設水道課 建設管理係 電話：52-4803

産業観光課 商工観光係 電話：52-4804



自動車事故被害者救済制度



独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）では、自動車事故を原因として介護を必要とする重度後遺障害者の方々とそのご家族の経済的・精神的負担の軽減を図るために、様々な支援を行っています。

①介護料の支給	自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に、介護料支給（月額36,500～211,530円） ※介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可
②短期入院・入所費用助成	短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担した額の一部を助成（年間45日かつ年間45万円まで）なお、入院・入所先の病院・施設については国土交通省が指定（全国202病院、143施設を指定）
③療護施設の設置・運営	自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障害者）のための専門病院（療護施設）を全国12か所で設置・運営しております。（入院期間は概ね3年間）
④友の会	交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会報の発行や子ども同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供するなどの精神的支援を実施しております（子どもの教育問題、将来への不安などの悩み等を共有）。
⑤交通遺児等貸付	自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行う。
⑥自動車事故被害者への相談支援	自動車事故被害者の相談先の確保・充実のため、同じ悩みを持つ当事者の所属する自動車事故被害者・遺族団体の相談窓口をHP上に公表しております。 ナスバ交通事故被害者ホットライン（TEL:0570-000-738）
⑥介護者なき後に備えるための情報提供	介護者が先に亡くなったり、高齢や病気等により介護が出来なくなった場合に対応するために必要な情報を集め、ナスバホームページに掲載し情報提供している。

※詳細情報はナスバホームページをご確認ください。

◆問合せ先 独立行政法人自動車事故対策機構長野支所

電話：（026-480-0521） FAX：（026-263-1570）

URL：<http://www.nasva.go.jp>

〒381-8556 長野県長野市南長池710-3長野県トラック会館2階



歌会始の詠進要領(令和8年)



令和8年歌会始のお題「明」と定められました。

※お題は「明(めい)」ですが、歌に詠む場合は「明」の文字が詠み込まれていればよく「鮮明」「文明」「明星」のような熟語にしてもまた「明るい」のように訓読しても差し支えありません。

詠進歌の詠進要領

- 1 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- 2 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日、性別及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。)。なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。
- 3 用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は用紙は随意(但、半紙サイズ24cm × 33cmの横長)とし毛筆でなくても差し支えありません。
- 4 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は下記により行うことができます。
 - (1) 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
 - (2) 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
 - (3) 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

注意事項 次の場合には、詠進歌は失格となります。

- 1 お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合
- 2 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
- 3 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
- 4 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
- 5 詠進歌の詠進要領4に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
- 6 住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

詠進の期間 お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

郵便のあて先

「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

お問い合わせ

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ(<https://www.kunaicho.go.jp/>)を御参照ください。

<書式図> (横長)

職業		性別	生年月日	氏名 ふりがな	電話番号	住所	(山折り)	○ ○	お題
								○ ○	
職業	性別	生年月日	氏名 ふりがな	電話番号	住所	(山折り)	○ ○	○ ○	○
								○ ○	
職業	性別	生年月日	氏名 ふりがな	電話番号	住所	(山折り)	○ ○	○ ○	
								○ ○	
職業	性別	生年月日	氏名 ふりがな	電話番号	住所	(山折り)	○ ○	○ ○	
								○ ○	

個人情報の取扱いについて

利用目的

詠進歌の詠進要領2で記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。

利用及び提供の制限

法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。



町営住宅 入居者募集(世帯用)

種類	定住促進住宅	募集戸数	2戸
住宅名	田代ハイツG	建設年度	令和7年度(新築)
所在地	上松町大字小川	規模	3LDK
家賃	65,000円(子供の居る世帯50,000円)		
敷金	130,000円		

○募集期間 令和7年3月27日(木)～令和7年 4月17日(木) 午後5時締切

○抽選日程 令和7年 4月21日(月) 午後5時30分 於：上松町役場
※抽選の有無に関わらず来庁をお願いします。

○必要書類 ①入居申込書 (上松町役場にあります(HPダウンロード可))
②確約書 (上松町役場にあります(HPダウンロード可))
③世帯全員の住民票(続柄表示のもの)
④申込者及び同居者の所得証明書
⑤市町村税等納税証明書(納税義務のある方全員分)
⑥各種、証明事項(心身障害他)があれば証明書等
※⑥については省略できるものとできないものがありますのでご相談ください。

○入居基準 ●町内に引き続き居住しようとする就業者又は今後町内に定住しようとする就業者で現に住宅を必要としていることが明らかな方。
●令和7年6月1日までに入居可能な方。

○注意事項 ◇世帯用住宅ですので单身の方は入居できません。
◇下記に当てはまる世帯の方からの申込みは優先入居の対象となります。
・現在町外に居住し、今後町内に定住しようとする世帯
・小学生以下の子を養育する世帯
・妊娠中の者を有する世帯

*入居者及び同居者が暴力団員及び暴力団員であることが疑われる場合は入居できません。
*町営住宅はペットの飼育は禁止です。
*市町村税等及び、公共の料金(上下水道料金等)に滞納がある場合は入居できません。
*家賃にはCATV使用料及びインターネット接続サービス料(光1G)が含まれています。
*内部見学については随時実施します。ご希望の方は下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 総務課管財住宅係 52-4801(課直通)



林野火災の予防



春先は、空気が乾燥し林野火災や枯草の火災が発生しやすい季節です。

長野県では大切な森林を守るため、本年も3月1日から5月31日までを「春の山火事予防運動」の実施期間とし、山火事予防意識の普及啓発に取り組んでいます。

空気が乾燥しやすく強風も吹きやすい為、山菜取りやハイキングなどの野山に出かける機会が増えやすいこれからの時期、火の取り扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。

林野火災の主な発生原因は、たき火や野焼きですので、農作業等で火を使った場合は、完全に消火したことを確認してください。

また、お墓参りの際、お線香の着火に使用するために丸めて火をつけた新聞紙が風にあおられて飛散し、周囲を大きく焼いてしまった事例も多数ありますので、細心の注意をお願いいたします。

山火事は、人の火の取り扱いの不注意から発生することが多いため、次のことに十分気を付けていただき、山火事を発生させないようにしましょう。

- 枯れ草など燃えやすいものがあるところでは、たき火をしないこと
- たき火など火を使用しているときは、その場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 残雪があっても、風が強い日や乾燥している日は、たき火や野焼きはしないこと
- 火入れを行う場合は、市町村長の許可を必ず受けること
- たばこは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火遊びはしないこと、また させないこと
- 丸めた新聞紙等、飛散しやすいもので着火しないこと。

【お問合せ】産業観光課 農林係（電話：52-4804）



ハンセン病元患者のご家族へ 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

～対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。～

- 秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。
- この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。
- 補償金額：180万円または130万円 ※一部同居等の要件あり

厚生労働省
補償金相談窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)



請求期限は、令和11年
(2029年)11月21日まで

ハンセン病問題を正しく理解し、
偏見や差別のない社会の実現を
目指しましょう。

ハンセン病 厚労省  検索